

広島県公安委員会公告第142号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づき、猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を次のとおり実施する。

令和2年7月27日

広島県公安委員会

委員長 明 海 国 賢

1 日程及び場所

(1) 東城国際射撃場

番号	日	程	場	所
1	令和2年10月8日	(木)	広島県庄原市東城町川東字恵谷山70番地5	
2	令和2年11月19日	(木)		
3	令和2年12月10日	(木)		
4	令和3年1月21日	(木)		
5	令和3年2月18日	(木)		
6	令和3年3月18日	(木)		

(2) 甲山国際射撃場

番号	日	程	場	所
1	令和2年10月20日	(火)	広島県世羅郡世羅町大字川尻454番地14	
2	令和2年11月24日	(火)		
3	令和2年12月22日	(火)		
4	令和3年1月26日	(火)		
5	令和3年2月7日	(日)		
6	令和3年3月23日	(火)		

(3) 広島国際射撃場

番号	日	程	場	所
1	令和2年10月13日	(火)	広島県安芸高田市八千代町向山字大原60番地12	
2	令和2年11月10日	(火)		
3	令和2年12月13日	(日)		
4	令和3年1月14日	(木)		
5	令和3年2月4日	(木)		
6	令和3年3月9日	(火)		

2 受付及び開始時間

全日程とも、受付時間は午後0時30分から午後1時までとし、午後1時から開始する。

3 使用できる猟銃の種類

- (1) 東城国際射撃場 散弾銃及び散弾銃以外の猟銃（ライフル銃等）
- (2) 甲山国際射撃場 散弾銃
- (3) 広島国際射撃場 散弾銃

4 講習の内容

科目	講習事項
猟銃の操作	(1) 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い (2) 猟銃の点検 (3) 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い (4) 射撃の姿勢及び動作
猟銃の射撃	(1) 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃 (2) 散弾銃以外の猟銃（ライフル銃等）による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

5 講習の注意事項

- (1) 講習で使用する銃は、受講者が所持許可を受けて所持する銃とする。
- (2) 散弾銃による射撃方式は、東城国際射撃場にあつてはスキート射撃、甲山国際射撃場及び広島国際射撃場にあつてはスキート射撃又はトラップ射撃とする。
- (3) 講習で使用する実包（散弾実包は、7 1/2号以下のものに限る。）は、受講者があらかじめ用意すること。

6 受講手続

- (1) 受講を希望する者は、各講習の実施日の10日前までに、住所地を管轄する警察署に技能講習受講申込書を提出すること。
- (2) 申込書提出時に受講手数料（12,700円）を納付すること。
- (3) 所定の期日に受講しなかった場合、既に提出された申込書、受講手数料は返還しない。
- (4) 定員は、東城国際射撃場にあつては散弾銃6名及び散弾銃以外の猟銃（ライフル銃等）6名、甲山国際射撃場及び広島国際射撃場にあつては散弾銃12名程度とし、受講者は、原則として先着順で決定し、決定後技能講習通知書を交付する。

7 講習に関する問合せ先

広島県警察本部生活安全部生活安全総務課（電話（082）228-0110（代）内線3035～3037）
又は各警察署の生活安全課若しくは生活安全刑事課